

◆ 上位運転免許等取得助成 (一部変更あり)

大型・中型・準中型・中型限定解除・準中型限定解除・けん引免許を取得する際に、事業者が負担した費用(教習料)の一部を助成します。

【助成対象】 三重県内の営業所に従事している方がR2.2.1 ~ R3.1.29の間に下記免許を取得し、支払いが完了しているもの

- ・【大型免許】車両総重量11トン以上の大型自動車の運転に必要な免許
- ・【中型免許】車両総重量7.5トン以上11トン未満等の中型自動車の運転に必要な免許
- ・【準中型免許】車両総重量3.5トン以上7.5トン未満等の中型自動車の運転に必要な免許
- ・【中型限定解除】8トン限定中型免許所持者が中型自動車の運転に必要な免許
- ・【準中型限定解除】5トン限定準中型免許所持者が準中型自動車の運転に必要な免許
- ・【けん引免許】750kg以上の被けん引車を牽引する場合に必要な免許

【申請期間】 R2. 6. 1 ~ R3. 1. 29 (予算枠に達した場合、受付を終了します)

【助成金額】 免許取得に係わる費用(教習料・免許センターの適性検査受験料・免許交付手数料等)×1/3
(千円未満切捨て)

【申請書類】 取得及び支払い完了後に協会へ申請

①助成申請書

②内訳書

③免許取得後の運転免許証(写)

④領収書(写)又は振込通知書(写)

④は原則会社宛であること
(個人名では×)

以下の書類は準中型・準中型限定解除の場合のみ

⑤健康保険証(写)

⑥運転者として在籍していることが分かる書類(写)

助成金申請書を提出する直前の
運転日報・点呼簿・運転者台帳など

【上限】

1名につき【大型】8万円

【それ以外】5万円

但し、1社につき40万円まで

1社上限が40万円までになりました

注意

・利用運送事業・旧営業区域事業者様は対象になりませんのでご了承下さい。

・ハローワーク(厚生労働省)の教育訓練給付制度は個人に対する制度ですので併用は出来ません。

(別 紙)

上位運転免許取得内訳書

会社名 _____

番号	取得者名	資格取得機関	資格種類 (大型・中型など)	資格取得年月日	助成金額 (千円未満切捨て)
1				年 月 日	円
2				年 月 日	円
3				年 月 日	円
4				年 月 日	円
5				年 月 日	円
6				年 月 日	円
7				年 月 日	円
8				年 月 日	円
9				年 月 日	円
10				年 月 日	円
助 成 金 額 合 計					円

※用紙不足の場合は適宜コピーをしてご使用ください

事業者が負担した教習所等の費用×1/3 【上限 大型 8万円】
【上限 大型以外 5万円】
1社につき40万まで